

奈良市公報

第 1 9 3 号

平成 17年 2月 1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

規 則	
奈良市心身障害児等口こう内諸疾患の予防及び治療に関する規則の一部を改正する規則	1
告 示	
都市計画高度地区の変更案の公衆縦覧	1
都市計画防火地域及び準防火地域の変更案の公衆縦覧	2
都市計画地区計画の案の公衆縦覧(2件)	2
住居番号の設定	2
公印の無効	3
農業集落排水処理施設の供用開始	3
生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	3
生活保護法の規定による医療機関の指定	3
放置自転車等の保管(2件)	3
身体障害者福祉法に規定する更生医療機関の指定(2件)	4
身体障害者福祉法に規定する医師の指定	4
放置自転車等の保管(2件)	4
放置自転車等の処分	4
電線共同溝を整備すべき道路の指定	5
生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出	5
生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出	5
生活保護法の規定による介護扶助機関の指定	5
道路の位置指定	6
放置自転車等の保管	6
住民票の職権消除	6
放置自転車等の保管	7
町の区域の変更	7
公 営 企 業	
奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の休止の届出	7
教 育 委 員 会	
定例教育委員会の開催	7
選 挙 管 理 委 員 会	
平成 17年度検察審査員候補者名簿に登載された者の氏名	8
農 業 委 員 会	
農地部会の招集	9

定例総会の招集

9

規 則

奈良市心身障害児等口こう内諸疾患の予防及び治療に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 17年 1月 14日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市規則第 1 号

奈良市心身障害児等口こう内諸疾患の予防及び治療に関する規則の一部を改正する規則

奈良市心身障害児等口こう内諸疾患の予防及び治療に関する規則(昭和 50年奈良市規則第 45号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

奈良市障がい児等口こう内諸疾患の予防及び治療に関する規則

第 1 条中 「心身障害児等」を 「障がい児等」に改める。
第 2 条中 「心身障害児等」を 「障がい児等」に改め、同条第 1 号ア中 「市長が発行する有朋手帳」を 「身体障害者手帳」に、「障害」を 「障がい」に改め、同号イ中 「市長が発行する愛語手帳」を 「療育手帳」に改める。

第 3 条中 「心身障害児等」を 「障がい児等」に改め、同条ただし書を削る。

第 4 条を削る。

第 5 条中 「心身障害児等」を 「障がい児等」に改め、同条を第 4 条とする。

附 則

この規則は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 1月 14日掲示済)

告 示

奈良市告示第 1 号

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)高度地区を変更するため、都市計画法(昭和 43年法律第 100号)第 21条第 2 項において準用する同法第 17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成 17年 1月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)高度地区

- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 17年 1月 4日から同月 18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成 17年 1月 18日までに必着するように提出してください。
(平成 17年 1月 4日揭示済)

奈良市告示第 2 号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域を変更するため、都市計画法（昭和 43 年法律第 100号）第 21条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成 17年 1月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）防火地域及び準防火地域
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 17年 1月 4日から同月 18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成 17年 1月 18日までに必着するように提出してください。
(平成 17年 1月 4日揭示済)

奈良市告示第 3 号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成 17年 1月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画

- 登美ヶ丘駅周辺地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市北登美ヶ丘一丁目、押熊町及び二名町の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 17年 1月 4日から同月 18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成 17年 1月 18日までに必着するように提出してください。
(平成 17年 1月 4日揭示済)

奈良市告示第 4 号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を決定するため、都市計画法（昭和 43年法律第 100号）第 17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成 17年 1月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 決定に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
押熊町西地区地区計画
- 2 決定に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市押熊町及び東登美ヶ丘五丁目の各一部
- 3 縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
奈良市都市計画部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成 17年 1月 4日から同月 18日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨とその理由を具体的に記載し、住所及び氏名を併記した文書 1 通を市長あてとし、奈良市都市計画部都市計画課に平成 17年 1月 18日までに必着するように提出してください。
(平成 17年 1月 4日揭示済)

奈良市告示第 5 号

奈良市住居表示に関する条例（昭和 42年奈良市条例第 21号）第 3 条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第 3 条第 4 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

次のとおり省略

(平成 17年 1月 4日揭示済)

奈良市告示第 6 号

次の公印は、平成 16年 12月 29日盗難に遭ったため、同日以後は公印としての効力がないことを公示します。

平成 17年 1月 4日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 名称
墓地・火葬・納骨専用市長印
- 2 書体
てん書
- 3 寸法
方 20ミリメートル
- 4 使用区分
墓地・火葬場・納骨堂事務用
- 5 印影
省略

(平成 17年 1月 4日揭示済)

奈良市告示第 7 号

田原地区農業集落排水処理施設の供用を開始するので、奈良市農業集落排水処理施設条例(平成 12年奈良市条例第 43号)第 4 条の規定に基づき次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成 17年 1月 5日から 2週間、本市都市整備部東部下水道課に備え置いて縦覧に供します。

平成 17年 1月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 供用を開始する年月日
平成 17年 1月 21日
- 2 汚水を排除し、処理する区域
奈良市横田町、茗荷町、矢田原町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町及び田原春日野町の各一部

(平成 17年 1月 5日揭示済)

奈良市告示第 8 号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 50条の 2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 1月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
眼科・松村医院	奈良市富雄北二丁目 4 - 3	平成 16年 12月 31日
八木医院	奈良市百楽園一丁目 5 - 11	平成 16年 11月 30日
ほうたつ歯科医院	奈良市尼辻中町 10- 29 谷口ビル 1 F	平成 17年 1月 31日
医療法人岡谷会八軒町診療所	奈良市西木辻町 110- 4	平成 16年 12月 31日

(平成 17年 1月 5日揭示済)

奈良市告示第 9 号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号)第 49条の規定により医療機関の指定をしましたので、同法第 55条の 2の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 1月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
眼科松村医院	奈良市富雄北二丁目 4 - 3	平成 17年 1月 1日
ほうたつ歯科医院	奈良市尼辻中町 10- 26 エアーク 1 階	平成 17年 2月 1日
医療法人岡谷会さくら診療所	奈良市南京終町一丁目 183- 25	平成 17年 1月 1日

(平成 17年 1月 5日揭示済)

奈良市告示第 10号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 5日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 1月 5日
- 3 移動対象区域
近鉄あやめ池駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から 60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第 3号)第 1 条第 1項に規定する市の休日(毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前 9時から午後 4 時 30分まで
- 7 引取りのための必要事項
 - (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
 - (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から 14日以内は無料)
- 8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話 0742- 34- 1111代表
(平成 17年 1月 5日揭示済)

奈良市告示第 11号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 6日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 1月 6日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 1月 6日揭示済)

奈良市告示第 12号

身体障害者福祉法(昭和 24年法律第 283号)第 19条の 2 第 1 項に規定する更生医療機関として、平成 16年 12月 1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成 17年 1月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名称・所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師の氏名
市立奈良病院 奈良市東紀寺 町一丁目 50- 1	心臓脈管外科に関する医療	藪田 又弘
	整形外科に関する医療	山本 聡

(平成 17年 1月 7日揭示済)

奈良市告示第 13号

身体障害者福祉法(昭和 24年法律第 283号)第 19条の 2 第 1 項に規定する更生医療機関として、平成 17年 1月 1日付けで次のとおり指定したので告示します。

平成 17年 1月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

名称・所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師の氏名
メディカルプラザ薬師西の京 奈良市七条町 95- 1	じん臓に関する医療	吉岡 伸夫

(平成 17年 1月 7日揭示済)

奈良市告示第 14号

身体障害者福祉法(昭和 24年法律第 283号)第 15条第 1 項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則(昭和 62年奈良市規則第 29号)第 4 条の規定により告示します。

平成 17年 1月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
井上 文隆	奈良県立 奈良病院	奈良市平松一丁 目 30- 1	循環器科 (心臓機能障害)	平成 16 年 12月 10日

(平成 17年 1月 7日揭示済)

奈良市告示第 15号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 7日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 1月 7日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 1月 7日揭示済)

奈良市告示第 16号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈良市条例第 23号)第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 1月 11日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 1月 11日揭示済)

奈良市告示第 17号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和 59年奈

良市条例第 23号) 第 10条第 3 項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(昭和 59年奈良市規則第 35号) 第 5 条の規定により告示します。

平成 17年 1月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 処分の根拠
移動日から 60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目 288- 1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成 17年 1月 26日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成 16年 10月 4 日、同月 6 日、同月 7 日、同月 12日
から同月 14日まで、同月 18日、同月 19日、同月 21日、
同月 22日及び同月 25日から同月 28日まで
(平成 17年 1月 11日 掲示済)

奈良市告示第 18号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成 7 年法律第 39号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり公示します。

平成 17年 1月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

道路の種類	路線名	区 間	延長 (m)
市道	中部第 13 48号線	三条本町 300番 1 地先 から 三条本町 32番 1 地先 までの片道	L = 190

指定介護機関の名称	指定介護機関の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社愛安住奈良 営業所	奈良市東九条町 36- 1	有限会社愛安住奈良 営業所	株式会社愛安住奈良 営業所	平成 16年 10月 1 日
ホームケアー佐保	奈良市法蓮町 545- 4	ホームケアーホーム 佐保	ホームケアー佐保	平成 15年 11月 5 日
ホームケアー法蓮	奈良市法蓮町 528- 1	ホームケアーホーム 法蓮	ホームケアー法蓮	平成 16年 4月 1 日

(平成 17年 1月 11日 掲示済)

奈良市告示第 21号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号) 第 54条の 2 第 1 項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第 55条の 2 の規定により告示します。

(平成 17年 1月 11日 掲示済)

奈良市告示第 19号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号) 第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により指定介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第 55条の 2 の規定により次のとおり告示します。

平成 17年 1月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		廃止した施設 又は廃止した 事業の種類	廃止年 月日
名称	主たる事務所 の所在地		
ならのはサポ ートセンター	奈良市神功四 丁目 25- 1 平城第 1 団地 第 1 号棟 105 号室	訪問介護	平成 16 年 9 月 30日
医療法人岡谷 会八軒町診療 所	奈良市西木辻 町 110- 4	居宅療養管理 指導、居宅介 護支援事業	平成 16 年 12月 31日
まほろば支援 センター	奈良市芝辻町 四丁目 12- 1 シティホーム ズ 603	居宅介護支援 事業	平成 16 年 9 月 14日

(平成 17年 1月 11日 掲示済)

奈良市告示第 20号

生活保護法(昭和 25年法律第 144号) 第 54条の 2 第 4 項において準用する同法第 50条の 2 の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第 55条の 2 の規定により告示します。

平成 17年 1月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

平成 17年 1月 11日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	開設者		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
有限会社在宅介護サービスラブ	奈良市西大寺本町 7 - 2	訪問介護	有限会社在宅介護サービスラブ	奈良市西大寺本町 7 - 2	平成 17年 1月 1日
医療法人岡谷会さくら診療所	奈良市南京終町一丁目 183- 25	居宅療養管理指導、居宅介護支援事業	医療法人岡谷会	奈良市西木辻町 20 0	平成 17年 1月 1日
サン薬局西ノ京店	奈良市六条三丁目 15- 5	居宅療養管理指導	株式会社関西メディコ	奈良県生駒郡平群町上庄一丁目 14- 12	平成 16年 12月 20日
デイサービスそれいゆ学園前	奈良市学園朝日町 7 - 9 - 1	通所介護、居宅介護支援事業	マイクロテスト株式会社	京都府宇治市神明石塚 59- 1	平成 16年 12月 21日
アイン薬局奈良東九条店	奈良市東九条町 75 4- 4	居宅療養管理指導	株式会社アインファーマシーズ	札幌市東区東苗穂 5 条 1- 2 - 1	平成 16年 11月 1日
ニッコリー支援センター	奈良市芝辻町四丁目 12- 1 - 603	居宅介護支援事業	有限会社ニッコリー	奈良市芝辻町四丁目 12- 1 - 603	平成 16年 12月 27日
かぐや姫	奈良市鳥見町二丁目 19- 2	訪問介護	ていくあい有限会社	奈良市鳥見町二丁目 19- 2	平成 17年 1月 6日
竹の家	奈良市鳥見町二丁目 19- 2	居宅介護支援事業	ていくあい有限会社	奈良市鳥見町二丁目 19- 2	平成 17年 1月 6日

(平成 17年 1月 11日 掲示済)

奈良市告示第 22号

建築基準法（昭和 25年法律第 201号）第 42条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和 25年建設省令第 40号）第 10条の規定により公告します。

平成 17年 1月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

申請者住所	奈良市二条大路南一丁目 1 番 1 号
申請者氏名	奈良市長 鍵田 忠兵衛
道路の位置	奈良市古市町 126番地の 8 の一部
道路の幅員	5.84メートル～ 6.00メートル
道路の延長	214.79メートル
指定年月日	平成 17年 1月 12日
指 定 番 号	第 16010号

(平成 17年 1月 12日 掲示済)

奈良市告示第 23号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59年奈良市条例第 23号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止

区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 12日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17年 1月 12日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成 17年 1月 12日 掲示済)

奈良市告示第 24号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令（昭和 42年政令第 292号）第 8 条に規定する事由が生じたので、同令第 12条第 1 項の規定により、その住民票を職権で消除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第 4 項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して 60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して 30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

平成 17年 1月 13日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

住 所	氏 名	処分年月日
奈良市あやめ池南二丁目 5 番 20 号	尾松 陽子	平成 17 年 1 月 13 日
奈良市あやめ池南二丁目 5 番 20 号	尾松 美幸	平成 17 年 1 月 13 日
奈良市あやめ池南二丁目 5 番 20 号	尾松 春菜	平成 17 年 1 月 13 日

(平成 17 年 1 月 13 日 掲 示 済)

奈良市告示第 25 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17 年 1 月 13 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成 17 年 1 月 13 日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成 17 年 1 月 13 日 掲 示 済)

奈良市告示第 26 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、平成 17 年 2 月 7 日から、本市内の区域のうち町の区域を別表のとおり変更します。

なお、別表の関係区域は別図 1（変更前）及び別図 2（変更後）のとおりです。

平成 17 年 1 月 14 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

別表

他の町を編入する町	他の町に編入される町	編入される区域
鳥見町二丁目	三碓町（一部）	三碓町 2073 ㉔ 7Q 2073 ㉔ 71、2113 ㉔ 1、2113 ㉔ 3 から 2113 ㉔ 6 まで、2114 ㉔ 3、2114 ㉔ 5、2114 ㉔ 8、2114 ㉔ 9、2124 ㉔ 1 から 2124 ㉔ 16 まで、2125 ㉔ 2 から 2125 ㉔ 9 まで、2126 ㉔ 2、2128 ㉔ 1、2165 ㉔ 2、2185 ㉔ 1、2185 ㉔ 5、2185 ㉔ 7、2186 ㉔ 3 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地、公用地の全部

四条大路南町	大安寺西一丁目（一部）	大安寺西一丁目 1001
大安寺西一丁目	四条大路南町（一部）	四条大路南町 200Q 2002 ㉔ 一部及びこれらの区域に隣接する堤塘・水路である国有地、公用地の一部

別図 1 及び別図 2 省略

(平成 17 年 1 月 14 日 掲 示 済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第 1 号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 10 年奈良市水道局管理規程第 7 号）第 7 条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の休止の届出があったので、同規程第 10 条の規定により次のとおり公示します。

平成 17 年 1 月 4 日

奈良市水道事業管理者 中 尾 一 郎

名称	代表者氏名	所在地	届出日
藤川組	藤川 繁信	奈良市東九条町 74 番地の 9	平成 16 年 12 月 17 日

(平成 17 年 1 月 4 日 掲 示 済)

教 育 委 員 会

奈良市教育委員会告示第 1 号

平成 17 年 1 月 定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和 57 年奈良市教育委員会規則第 12 号）第 3 条第 2 項の規定により告示します。

平成 17 年 1 月 5 日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

- 1 日時
平成 17 年 1 月 11 日（火）
午前 10 時から
- 2 場所
奈良市役所北棟 3 階 教育委員会室
- 3 会議に付すべき事件
教育長報告
(1) 第 43 回奈良市スキースクール及び指導者養成講習会並びに第 58 回奈良市民体育大会冬季大会スキー競技会の開催について
議事
議案第 4 号 平成 17 年度奈良市教育目標について
議案第 42 号 平成 16 年度学校評議員の解囑及び委囑について

議案第 43号 平成 17年度スポーツ団体に対し交付しようとする補助金に対する諮問について

議案第 44号 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会委員の委嘱について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
傍聴受付は、開催日の午前 9 時から午前 9 時 50 分まで、定員 5 名になり次第締め切ります。

(平成 17年 1月 5日 揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第 1 号

検察審査会法(昭和 23年法律第 147号)第 10条第 1項及び第 5 項の規定により平成 17年度検察審査員候補者を選定し、検察審査員候補者名簿を調製しましたので、同法第 11条第 2 項の規定により当該名簿に登載された者の氏名を次のとおり告示します。

平成 17年 1月 7日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田 勝二

1 平成 17年度検察審査員候補者 別紙のとおり

第 1 群

川崎 政明	道 券 啓子	的 田 孝太郎
森 有 功	高 曲 道 雄	峯 フミ子
上 篤 史子	上 田 直	村 高 洋
中 嶋 隼斗	山 口 喜志子	田 村 健 吾
多 口 正 輝	島 田 史子	松 田 惇
小 西 ちゑ子	宮 本 みつる	野々宮 恵 美
中 林 二 郎	山 口 由香理	米 澤 彩
山 崎 勝 美	蔭 山 勝 治	井 上 晃 一
赤 松 裕 美	木 口 実 紀	楠 本 美智子
岡 本 弘	本 越 友子	青 木 克 己
山 田 恒 子	松 本 哲 夫	久 喜 史子
石 阪 陽 子	田 中 陽 子	河 合 三 郎
入 川 若 奈	垣 内 ひさ子	大 川 茂 正

足 立 隆 政	福 井 訓 子	見 潮 恵 子
太 田 光 世	永 井 正 夫	山 崎 誠

第 2 群

黒 田 健 介	中 川 深 雪	仲 田 勝 洪
梅 本 美 佐	林 田 秋 子	能 登 猛
井 岡 利 夫	荒 井 雅 子	泉 口 朋 子
久保田 かおり	藤 井 律 子	岡 野 美 香
福 森 修	吉 田 亜 樹	千 阪 綾
遠 藤 完	松 本 由美子	福 島 一 久
今 西 正 彦	福 井 博 司	廣 田 淳 範
東 浦 なぎさ	山 中 常 夫	江 草 淳 子
鈴 木 武	藤 山 登 喜	彦 田 美 佳
市 川 達 子	跡 地 和 江	牧 純 名
大 西 義 信	樋 口 卓 矢	武 野 美知子
石 井 和 子	南 鉄 兵	西 垣 仁
津 田 順 子	清 水 昭 嗣	田 中 正 義
前 川 雅 彦	白 水 雅 子	開 田 康 子
清 水 美 幸	吉 田 由 美	田 口 一 恵

第 3 群

渋谷 真二	柴 田 靖 子	吉 田 千代子
植 木 敏 子	更 井 晴 子	吉 田 梅 子
松 本 智 子	奥 村 憲 三	竹 本 公 三
加 藤 正 和	松 村 康 平	松 本 和 世
澤 田 敏 郎	森 本 美 加	中 窪 一 二
大 田 公 一	長 田 豊	須 蒲 壽 子

小川 浩志	松本 壽美子	駒井 輝雄
岡部 吉二郎	増田 昭男	北村 良子
松村 フサエ	新居 裕美子	奥田 泰弘
中村 幸弘	工藤 明代	寺井 恭世
鎌田 勝代	池田 康子	岡部 高裕
岡本 智子	阿南 幸弘	仲谷 英敏
小杉 初江	関 あゆみ	林 秀一
浅野 陽子	藤原 和美	石崎 敬子
松本 喜美子	山田 信宏	市川 学

第 4 群

南館 早苗	井上 康子	横井 真紀
木村 愛子	澤井 幸子	清水 英保
佐保 嘉昭	大山 英子	勝居 信雄
有浦 基博	栗林 孝昭	石賀 勝章
小林 三四郎	池本 愛子	太井 妻子
川口 利起	横出 博成	佐柄 保夫
芝 由香	林田 あゆみ	北之間 智子
安田 奈津美	河野 秋子	加藤 重春
富田 令子	米澤 幸隆	武野 訓子
島田 昌明	川北 秀樹	中進 美孝
中尾 理恵	稲葉 佐千代	小島 隆夫
輪湖 千春	植出 裕亮	吉田 桂子
永島 瞳	清水 基博	松田 陽子
赤野 修	松村 雅弘	杉之原 亮
佐野 浩一	篁 文華	

(平成 17年 1月 7日 掲示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第 1 号

奈良市農業委員会平成 17年 1月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則(昭和 32年奈良市農業委員会告示第 4 号)第 3 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 6日

奈良市農業委員会
農地部会長 山田 正春
記

- 1 日時
平成 17年 1月 13日(木)午後 2 時 30分
 - 2 場所
奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号
奈良市役所 北棟 6 階 第 22 会議室
 - 3 審議案件
 - (1) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)第 3 条、第 4 条、第 5 条及び第 20 条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 農地法施行規則第 5 条第 1 号に該当する転用の届出について
 - (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明について
 - (4) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (5) 農地法第 25 条第 2 項の規定による通知の受理について(小作契約変更分)
 - (6) 許可申請・届出の取下げについて
 - (7) 知事許可について(12 月許可分)
 - (8) 非農地証明について(12 月分)
- (平成 17年 1月 6日 掲示済)

奈良市農業委員会告示第 2 号

平成 17年奈良市農業委員会 1 月定例総会を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則(昭和 32 年奈良市農業委員会告示第 3 号)第 2 条第 1 項の規定により告示します。

平成 17年 1月 14日

奈良市農業委員会 会長 谷村 秀雄

- 1 日時 平成 17年 1月 26日(水曜日)午後 2 時
 - 2 場所 奈良市二条大路南一丁目 1 番 1号
奈良市役所 北棟 6 階 第 22 会議室
 - 3 報告
 - (1) 平成 16 年奈良市農業委員会事業報告について
 - 4 議案
 - (1) 平成 17 年度奈良市農業委員会事業計画(案)について
 - (2) 奈良市農業委員会規程の一部改正について
 - (3) 農業委員会選挙人名簿登載申請書の送付について
- (平成 17年 1月 14日 掲示済)